

東京都のがん登録について

院内がん登録（院内がん登録室事業）

【設置目的】

都内医療機関の院内がん登録データの収集・分析を行い、各医療機関のがん診療機能の比較・検証を行うことにより、都全体のがんに関する情報を把握するとともに、都におけるがん医療水準の向上を図る。

【事業内容】

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 院内がん登録データの収集 | ② 院内がん登録データの分析 |
| ③ 院内がん登録実務者への研修 | ④ 院内がん登録の普及 |
| ⑤ 予後調査の支援 | |

【実施方法】

都立駒込病院へ業務委託（平成22年度～）

25年度の主な業務実績

■拠点病院・認定病院・協力病院の院内がん登録データ集計・分析

- 2011年の診断症例の院内がん登録データの集計・分析
（参加施設：拠点24施設、認定10施設、協力9病院）
- 東京都がん診療連携協議会がん登録部会や同部会実務者連絡会において報告・検討

■東京都院内がん登録実務者研修会の実施

- 国立がん研究センターの研修をフォローする形式で、実務者対象の研修会を実施
- 受講者の業務経験等に応じて、「初級継続編」と「応用編」（各2日間）を設定
- 講師は国立がん研究センター院内がん登録室に依頼

近年の動向と今後について

■登録数や参加施設の増加

- 2011年症例の登録数は、2010年から、全国で6.2%、都で20.4%増加している。
 - 参加施設数は、協力病院においても院内がん登録が本格的に実施されるようになったため、年々増加している。（最新の2012年症例では、57病院中51病院が参加）
- ⇒今後も集計・分析を実施するとともに、データの二次利用方法等について検討

■がん登録推進法の成立

- 「がん登録等の推進に関する法律」（平成28年1月1日施行）の成立に伴い、全国がん登録実施に向けた体制整備が進められている中で、国は院内がん登録についてもデータの早期収集や研修体制の見直しなども検討している。
- ⇒法施行に伴う周辺環境の変化に適切に対応し、今後も院内がん登録実施病院を支援

地域がん登録**◆ 地域がん登録の推進****【目的】**

都内におけるがん患者に係る情報を登録し、がんの罹患率及び生存率の推計等を行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん対策の評価及びその推進を図る。

【地域がん登録室の設置】

平成24年4月（都立駒込病院内）設置、同年7月から平成24年1月1日以降にがんと診断された都民のデータを登録開始。

【事業内容】

- ◇ 地域がん登録データの収集
- ◇ 収集したデータの登録及び管理
- ◇ 収集したデータの集計及び解析
- ◇ リーフレットによる地域がん登録の普及啓発（都民向け、医療機関向け）
- ◇ 地域がん登録実務者研修会の実施

※ 全国がん登録に向けた国の動き

- ◇ 「がん登録等の推進に関する法律」公布（平成25年12月）
- ◇ 「がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令」公布（平成26年7月）
法施行日は、平成28年1月1日